

原告プレゼンのまとめ

1 はじめに

何よりも問題とすべきことは何か？

対立する双方の主張の当否を判断するにあたって、
どのような評価基準を用いるべきかということ

2 評価基準の前提

大前提1 自然災害の発生予測に関する学問は発展途上であること

- 1) 「多数説・支配的な見解」という評価にさほど意味がない。
- 2) 審査基準上の「不確かさ」「ばらつき」は非科学的な要素。
- 3) 審査基準自体が必ずしも科学的ではない。

→ 裁判所は科学技術的な知見を前提とした判断基準に従うべき

2 評価基準の前提

大前提2 原発事故の被害の重大性と不可逆性。

→ より保守的・安全性を考慮した見解を重視すべき。

大前提3 原発の安全性は原発に核燃料が存在する期間
すなわち「数百年」単位で考える必要があること

→ 特に火山事象に関して重要な前提。

3 地震に関する争点と判断基準

(1) ばらつき条項の意義

地震動審査ガイド

「経験式を用いて地震規模を設定する場合には、

経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。

その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであるから、

経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。」

3 地震に関する争点と判断基準

(1) ばらつき条項の意義

被告の説明

「ばらつき条項にしたがって、
基本震源モデルの設定にあたって不確かさを考慮し、
そのうえで、不確かさ考慮モデルを独立して設定し、
応力降下量や破壊伝播速度を保守的に考慮している。」

3 地震に関する争点と判断基準

(1) ばらつき条項の意義

被告の説明に納得できない点

1) 東日本大震災後も、震災前に定めた基準地震動が使われている。

→ 被告の説明は「科学的装い」にすぎない。

3 地震に関する争点と判断基準

(1) ばらつき条項の意義

被告の説明に納得できない点1

大阪地裁令和2年12月4日判決

判旨:個々のパラメータにばらつき、不確かさを考慮するとしても

活断層の長さ等を保守的に設定したうえで、

更に地震規模を保守的に設定することはなんら矛盾しない。

3 地震に関する争点と判断基準

(1) ばらつき条項の意義

被告の説明に納得できない点2

大阪地裁令和2年12月4日判決

判旨:個々のパラメータにばらつき、不確かさを考慮するとしても

活断層の長さ等を保守的に設定したうえで、

更に地震規模を保守的に設定することはなんら矛盾しない。

3 地震に関する争点と判断基準

(1) ばらつき条項の意義

被告の説明に納得できない点3

そもそも被告はどのように不確かさを考慮しているのか、

根拠をもって、かつ、数量的に明らかにしていない。

3 地震に関する争点と判断基準

(2) 地質境界としての中央構造線の評価

広島高決令和2年1月17日の指摘

「長期評価上、調査が未了」

愛媛大学小松正幸名誉教授の見解

「ハーフグラabenがある可能性がある」

→ 被告は三次元探査を行うべき

3 地震に関する争点と判断基準

(2) 地質境界としての中央構造線の評価

被告「多くの研究者が活断層ではないと言っている」

→ 長期評価や小松名誉教授が誤りであるという根拠ではない。

→ 裁判所はより保守的な評価をとるべき。

4 火山に関する争点と評価基準

(1) 巨大噴火の発生可能性と社会通念論

伊方原発の運用期間内に阿蘇が噴火する可能性は否定できない。

4 火山に関する争点と評価基準

(1) 巨大噴火の発生可能性と社会通念論

阿蘇の巨大噴火や破局的火砕流は、社会通念上、許容されている？

→ 司法の責務を放棄する根本的に誤った見解。

4 火山に関する争点と評価基準

(1) 巨大噴火の発生可能性と社会通念論

巨大噴火は短期的には予測可能であり、
住民は避難により破滅的火砕流から避難できる。
他方、原発から核燃料を運び出すのには間に合わない。

→ 火砕流で原発事故が起きると、
避難先から放射性物質で汚染された土地に戻ることになる。

4 火山に関する争点と評価基準

(1) 巨大噴火の発生可能性と社会通念論

そもそも人のいのちや健康が問題となる場面で、社会通念を基準とした判断は許されない。

例：ハンセン病隔離政策による取り返しのつかない被害

4 火山に関する争点と評価基準

(2) 火山灰による影響評価で求められる科学性

被告「九重第一軽石を前提に設計層厚を保守的に15cmとした」

広島高裁決定の指摘「阿蘇噴火を前提とすれば不十分」

被告はこの指摘に一切答えていない。